

地域連携だより



●社会医療法人有隣会 東大阪病院 地域連携部

〒536-0005 大阪市城東区中央1丁目7-22

TEL06-6932-0369(直通) FAX06-6932-0086(直通)

<https://www.yurin.or.jp/>

2022 vol. 91 2月

訪問リハビリテーションのご案内

東大阪病院附属クリニックの在宅リハビリテーション課は訪問リハビリテーションサービスを行っています。城東区を中心に近隣4区（鶴見区、旭区、都島区、東成区）でもサービスを展開しています。

『その人らしい生活を取り戻すこと』を運営方針に掲げ、地域に根差したサービスを提供しています。

今回は「訪問リハビリってどんなサービスをしているの?」という問い合わせに対して、サービス内容の一部を写真付きでご紹介します! 参考にいただければと思います。



ご自宅の環境に合わせた
屋外歩行練習や階段昇降練習



ベッドからの離床や入浴など
実際の生活場面でご家族へ介助方法の指導



普段利用しているスーパーで買い物練習



公共交通機関を利用した外出の練習



台所で調理練習



言語聴覚士による嚥下障害や高次脳機能障害に
対するリハビリテーション



開始から卒業まで

- ①依頼者より情報収集すると共に、かかりつけ医やケアマネジャーに連絡をとらせていただきます。
- ②自宅に伺い、状態を確認してご本人やご家族とリハビリの目標や内容を共有します。
- ③当クリニックの医師による診察とリハビリテーション会議を行います。
※診察にはかかりつけ医の診療情報提供書が必要となります。
- ④当クリニックの医師による診察とリハビリテーション会議は3カ月に一度開催し、生活状況の確認や目標の見直しを行います。その結果により、サービスの継続か卒業を判断します。
- ⑤訪問リハビリ卒業後は、必要に応じて他サービスの提案や社会参加の場を提供します。

在宅生活を継続するために不安を解消し、安全かつ活動的に過ごせるようにお手伝いさせていただきます。
いつでもご相談お待ちしております!!

在宅リハビリテーション課 TEL 06-6933-8105 FAX 06-6933-8110

第17回 レセプト請求事務からのワンポイント!!

～2022年診療報酬改定・外来診療時の感染防止対策の評価の新設について～

いつもお世話になっております。医事課長の伊藤達也と申します。今回は2022年診療報酬改定についての外来診療時の感染防止対策の評価の新設についてご説明させていただきます。診療所について、平時からの感染防止対策の実施や、地域の医療機関等が連携して実施する感染症対策への参画を更に推進する観点から、外来診療時の感染防止対策に係る評価が新設されました。診療報酬改定の本体2/9に答申がでたところで、あくまでも現時点での速報になりますがご参考いただければと存じます。



医事課 課長
伊藤 達也

◎（新）外来感染対策向上加算 6点

【算定要件】

組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る）において診療を行った場合は、外来感染対策向上加算として、患者1人につき月1回に限り所定点数に加算する。

※1）算定可能な主な項目。（ただし、以下の各項目において外来感染対策向上加算を算定した場合には、同一月に他の項目を算定する場合であっても当該加算の算定は不可）。

初診料・再診料・小児科外来診療料・外来リハビリテーション診療料・地域包括診療料・
認知症地域包括診療料・小児かかりつけ診療料・退院後訪問指導料・在宅患者訪問診療料(Ⅰ)(Ⅱ)・
在宅患者訪問看護指導料・同一建物居住者訪問看護指導料・在宅患者訪問点滴注射管理指導料・
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料・在宅患者訪問薬剤管理指導料・
在宅患者緊急時等カンファレンス料 など

【主な施設基準】

- ・専任の院内感染管理者の配置
- ・感染防止対策部門を設置し、組織的に感染防止対策を実施する体制の整備
- ・当該部門において、医療有資格者を適切に配置
- ・感染対策向上加算1の届出医療機関又は地域の医師会と連携する
- ・診療所である
- ・感染防止対策部門を設置（医療安全対策加算の医療安全管理部門でも可）
- ・院内感染管理者により、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだマニュアルを作成し、各部署に配布。手順書は定期的に新しい知見を取り入れ改訂する
- ・院内感染管理者により、職員を対象に年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること。なお当該研修は安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行う
- ・新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて発熱患者の外来診療等を実施する体制を有し、そのことについてホームページ等により公開している
- ・新興感染症の発生時等に、発熱患者の診療を実施することを念頭に、発熱患者の動線を分けることができる体制を有す

別紙に続きます

◎（新）連携強化加算 3点

【算定要件】

感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において診療を行った場合は、連携強化加算として **患者1人につき月1回** に限り所定点数に加算する。

【主な施設基準】

- ・他の保険医療機関（感染対策向上加算1に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）との連携体制の確保
- ・ **外来感染対策向上加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。**
- ・連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関に対し、過去1年間に4回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っていること。

◎（新）サーベイランス強化加算 1点

【算定要件】

感染防止対策に資する情報を提供する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において診療を行った場合は、サーベイランス強化加算として、 **患者1人につき月1回** に限り所定点数に加算する。

【主な施設基準】

- ・地域において感染防止対策に資する情報を提供する体制が整備されていること。
- ・ **外来感染対策向上加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。**
- ・院内感染対策サーベイランス（※2：JANIS）、感染対策連携共通プラットフォーム（※3：J-SIPHE）等、地域や全国のサーベイランスに参加していること。

※連携強化加算及びサーベイランス強化加算の算定については、外来感染対策向上加算の※1）と同様の取扱い。

※2：JANIS（ジャニス）

院内感染症の発生状況、薬剤耐性菌の分離状況及び薬剤耐性菌による感染症の発生状況を調査し、日本の院内感染の概況を把握し医療現場への院内感染対策に有用な情報の還元等を行う。

※3：J-SIPHE（ジェイ-サイフ）（2019年1月開始、2021年10月時点で790医療機関参加）

<https://j-siphe.ncgm.go.jp/>

感染症診療状況、感染対策や抗菌薬適正使用への取り組み、医療関連感染の発生状況、主要な細菌や薬剤耐性菌の発生状況及び血流感染の発生状況、抗菌薬の使用状況等に関する情報を集約し、自施設や地域ネットワーク等で活用する。

診療報酬本体の改定率は0.43%の引き上げでしたが、薬価改定については1.37%引き下げになったため、全体としては0.94%のマイナス改定になってしまいました。コロナウイルス流行の影響による診療対応のため、クリニックの先生方にとっては非常に多忙で困難な状況が続いている中でマイナス改定になってしまったことは、医療機関を取り巻く環境としてはたいへん厳しい状況ですが、今後も少しでも先生方に有益な情報を提供することができればと考えております。